

工事監督における
ワンデーレスポンスの手引き
～受発注者間のコミュニケーションの円滑化～

令和6年10月

富山県 土木部

1 背景

公共事業等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告され、この中においては、各種取組みについて具体化したものから順次実現させることとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組みの一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスとは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取組みである。

2 意義と目的

（1）品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生しているとの指摘がある。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

（2）工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内で工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切な工程管理を行うことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

3 期待される効果

（1）手持ちの減少による効率的な現場施工の実現

現場施工の中で発生する受注者からの質問や協議等に対し、速やかに回答することにより現場での手持ちが減少し、効率的な現場施工が可能となる。

また、即日回答が困難な案件についても、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認し、回答日を予告することにより、現場では次の段取りが可能となる。

(2) コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力などの伝承

受注者からの質問や協議に対し、判断材料が揃っていれば現場の担当者はすぐに上司に相談できるため、発注者内部での意思決定も速やかに行われる。また、発注者側の意思決定を効率的に行うことは、それに要するマンパワーが少なく済むほか、内部のコミュニケーションが活性化することになる。

基本は、すばやい「報告・連絡・相談」であるため、相談された上司も素早いレスポンスが要求される。部下はその様を目の当たりにすることにより自発的なOJT（職場研修）が実践され、コミュニケーションの向上や技術の伝承につながる。

(3) 報告・連絡・相談による情報共有の実現

受注者と発注者、あるいは監督員間で頻繁に報告・連絡・相談等が行われることから、現場の問題点や進捗状況等の情報が共有され、様々な視点からの把握が可能となる。

また、工事の進捗管理と発注者の役割分担（いつ、何をしなければならないか）を具体的に把握することができる。

(4) スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革

効率的な現場施工により各作業の工期がタイトになれば、下請負者を含む関係者は一日一日の仕事に対し、緊張感を持って段取りよくコミュニケーションを図りながら行う必要があるため、効率的な作業が期待できる。

また、発注者の「技術力」も必要となるため、学習や知識の蓄積が不可欠となり、すばやい対応を要求されることから緊張感が生じ、業務に対する意識の改革につながる。

(5) 現場トラブル拡大の防止

受注者が綿密な施工計画に基づいて工程管理を行うことは、工事の先々を予測し見通しながら先手の対応を可能とし、不測の事態が発生した際の対応が適切に行われることが期待できる。

また、受注者からの質問や指示依頼が速やかに、かつ適切に行われることにより回答を早く返すことができる。このことは、トラブル発生の際のレスポンスタイムを短縮するばかりでなく、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

(6) 行政サービスの向上

工事目的物が早期に完成することは、その効果を早く県民に提供できると同時に、工事現場周辺の住民への影響を少なくできるため、行政サービスの向上という発注者責任を果たすことになる。

4 実施方法

(1) 設計書作成時

支障物件や用地買収等の問題点を把握し、できる限り工程上の支障案件を回避する。

〈解説〉

電柱移設など他機関へ協議が必要となるものは、事前に対応を進めるものとする。なお、これら支障物件や、用地買収等が、発注までに完了しない場合は、完了見込みの条件明示を検討する。

(2) 施工前に行う設計図書の照査時

ア 施工に先立ち、設計図書の照査と結果の報告を受注者に求め、設計図書と現場の不一致等を把握し、受発注者間で確認しておく。

イ 照査の結果、「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生する場合は、これに要する費用の負担は発注者の責任において行う。

〈解説〉

ア 施工中に設計書と現場の不一致等が判明し、工事が続行困難な状況となることを避けるため、早い段階からの問題把握に努める。

イ 計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が必要となり、これを受注者において実施する場合は契約変更の対象とする。(別添参照)

(3) 施工計画書提出時

ア 工程上重要な事項を確認し、必要に応じて受注者に説明を求める。

イ 協議を円滑に進めるための参考として、受注者に「回答までの日数の目安」を提示する。

〈解説〉

ア 円滑に工事が進むよう、

- ① 工事工程に問題があるとして受注者から協議を受けた場合、受注者とともに問題解決に努める
- ② 工事の進捗状況等の報告について綿密に打ち合わせるなどにより、工程に関する情報を共有する。

イ 「回答までの日数の目安」は別表の例を参考に適宜追加、削除して差し支えない。

(4) 工事施工時

- ア 受注者から協議を受ける際に、回答希望日やおおよその希望時期（至急、一週間程度など）を確認する。
- イ 受注者から受けた協議文書を、直ちに副主務および担当班(課)長にそのコピーを配布するなど、担当班(課)内の情報共有を図る。
- ウ 協議に対する回答を班(課)内で検討した上で、基本的にその日のうちに回答するなど、速やかな回答に努める。意思決定に時間を要する場合は、「回答予定日」を回答する。
- エ 複数人(主務、副主務その他)による打合せや現場対応に努める。
- オ 情報共有システムを使用する場合、上記の内容については、ワンデーレスポンス支援機能等を活用し、関係者全員における協議事項の情報共有を図る。
- カ 情報共有システムを使用しない場合においては、設計変更に係る協議書の提出はメールを使用することとし、「監督員」「会社の上司」「発注所属の共用メールアドレス」の3者に送信し、関係者間での情報共有の徹底を図る。

〈解説〉

- ア 日頃より、受発注者間の意思疎通を図るため、円滑なコミュニケーションに努めることが重要である。また、回答希望日の背景にある現場の状況を把握しておくことは、緊急性を判断するために有効である。
- イ 協議などに関連し、受注者から第一報を受けた段階で班長等に相談するなど、報告・連絡・相談等による情報共有を図る。協議内容を班(課)内で共有することは、速やかな対応につながる重要な取組みである。
- ウ 「回答までの日数の目安」を参考に、その日のうちに回答する。
- エ 情報共有による迅速な意思決定や技術力の伝承の観点から、若手監督員＋熟練職員または熟練監督員＋若手職員などの組合せを想定している。
- オ 情報共有システムのワンデーレスポンスを支援する機能の活用により、受注者が希望する回答日や、発注者が想定する回答予定をシステムに登録することが可能となる。協議事項を関係者全員で共有するため、ワンデーレスポンスの実現に効果的である。
- カ 設計変更に係る協議を面談、書面にて実施した場合においても、改めてメールにて提出を求める。また、3者にメールすることにより、設計変更に係る協議について関係者間で共有することができる。なお、詳細な送信方法は、別途定める送信先アドレス、件名の記載方法等に基づくものとする。

(5) 変更設計書作成時

変更内容は、受発注者間で相互に確認する。

〈解説〉

①現場代理人が行う工事の出来形に関する報告時期や、②監督員が行う変更設計書(案) (変更図面、変更数量計算書、金抜き設計書、金額等)の提示時期について、あらかじめ目標時期を相互に取り交わしておくなどにより、変更内容を相互に確認する時間を確保する。

(6) 参照する図書

工事の各段階においては「工事施工の円滑化4点セット(富山県版)」を参照する。

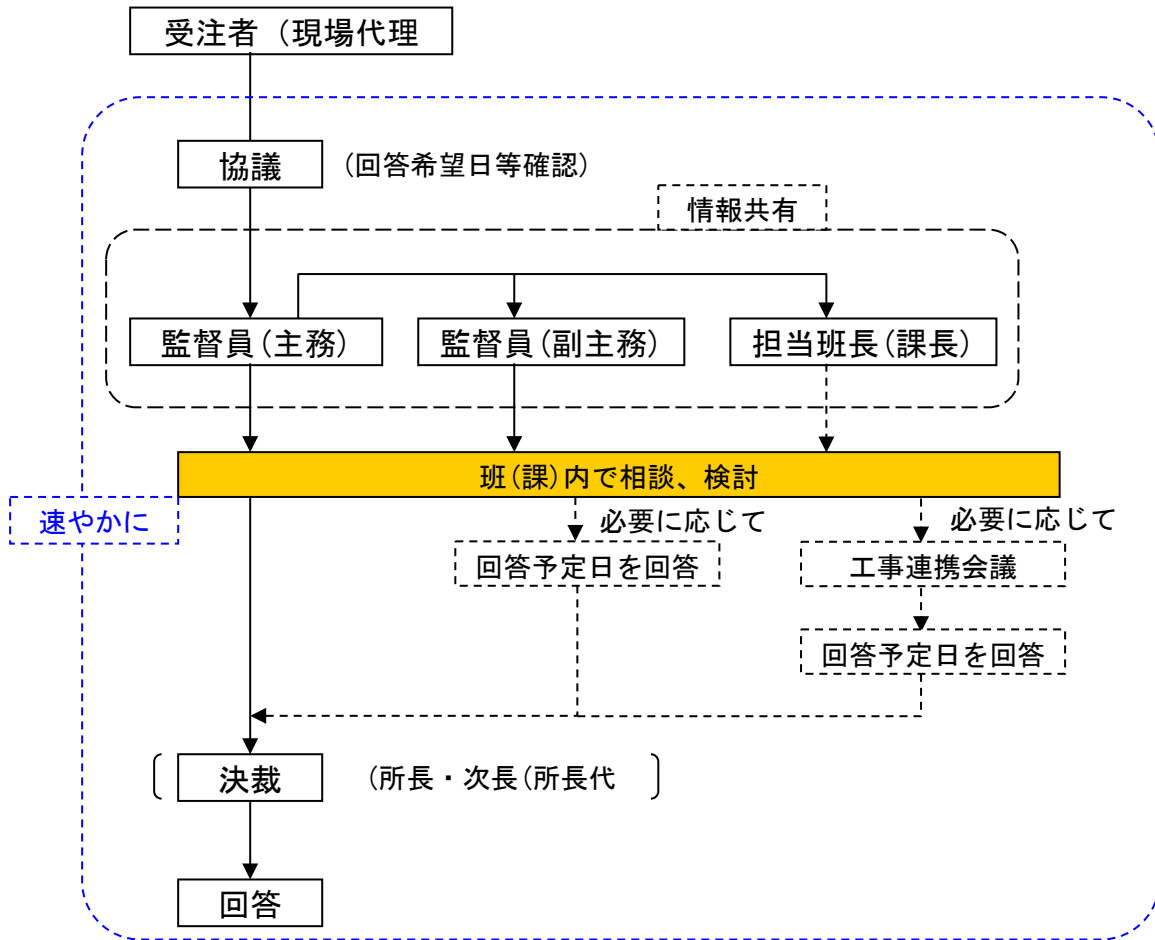
〈解説〉

設計照査や設計変更などの工事の各段階において参照することで、協議の円滑化などの生産性向上を図るため、

- ・「土木工事の条件明示の手引き(案)」
- ・「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」
- ・「土木工事設計変更ガイドライン(案)」
- ・「工事中止に係るガイドライン(案)」

の4点セットを官民が協同により作成している。これらの活用により、円滑な施工に関する受発注者間の共通認識を深めることは重要な取組みである。

<参考>イメージフロー図



別表 回答までの日数の目安 (例)

1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材料の規格の変更(特記仕様書等で明記のあるもの) (例)コンクリート配合の変更 ・概数発注による詳細測量結果報告による指示(承諾) ・コンクリート殻・発生土等の処分地変更 ・構造物取壊し数量の変更 ・既設構造物との取合い(擦りつけ)
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法の変更によるもの ・工種が追加・変更となるもの ・舗装構成(CBR試験によるものなど)の変更 ・地元要望で、他の関係者と協議を要しないもの
7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・他の関係機関との調整を要するもの ・地元要望で、他の関係者と協議を要するもの
7日超え	<ul style="list-style-type: none"> ・他の関係機関との調整を要するもの ・別途調査が必要なもの

○「設計図書の照査」の範囲を超える作業等が発生した場合のフロー図

